三三　セレン又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十七に定める方法
三四　一・四―ジオキサン	水質環境基準告示付表八に掲げる方法（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ＯＤＳカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）
備考 汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂の検定に係る第一四号、第二五号、第二〇号から第二七号まで、第三一号及び第三三号の下欄に掲げる方法（別表第二に定めるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二（三）イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本産業規格Ｋ〇五五七（一九九八）に規定するＡ三又はＡ四のものとする。	

第三・第四　（略）

別表第一・別表第二　（略）

三三　セレン又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二一三の二十六に定める方法
三四　一・四―ジオキサン	水質環境基準告示付表七に掲げる方法（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ＯＤＳカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）
備考 汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂の検定に係る第一四号、第二五号、第二〇号から第二七号まで、第三一号及び第三三号の下欄に掲げる方法（別表第二に定めるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二（三）イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本産業規格Ｋ〇五五七に規定するＡ三又はＡ四のものとする。	

第三・第四　（略）

別表第一・別表第二　（略）

官庁報告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月28日　　国土交通大臣　中野　洋昌

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm	令和６年	ＣＴＯ―2021―２	白石	185㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―７	猪苗代	386㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―８	二本松	250㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―９	白河・泉崎	514㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2023―４	つくば	53㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2023―５	宇都宮	66㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―１	豊田・瀬戸・多治見	989㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―２	村上・胎内	707㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―３	三条・燕・弥彦	457㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―４	伊豆	155㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―６	小千谷	189㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―８	山形	111㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―９	甲斐東	92㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―10	甲斐西	138㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―11	大月	175㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―12	柏崎	79㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―13	佐久	133㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―14	甲府	100㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―１	能登北部	983㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―１，ＣＣＢ―2024―２	能登中部	945㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―２	能登南部	786㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―３	東広島・呉	845㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―４	広島	770㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―５	大田	80㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―８	赤碕港	83㎢
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2023―１	西予	767㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―３	霧島	1,021㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―４	薩摩川内・さつき串木野	832㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―６	垂水	98㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―７	枕崎	94㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―８	上天草	178㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―12	田川	225㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―14	西海	363㎢
〃	〃	令和７年	ＣＯＫ―2020―１	渡名喜島	25㎢
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2021―１	伊平屋島	121㎢
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2022―３	久高島	20㎢
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2023―１	久米島	161㎢

備考　空中写真の刊行日　令和７年７月29日